

千葉市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、千葉市職員措置請求に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり公表します。

令和8年7月30日

千葉市監査委員	神	崎	広	史
同	宮	原	清	貴

内容

第 1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	監査請求人	7
3	請求書の提出日	7
4	監査委員の除斥	7
5	補正書の提出	7
6	請求の要件審査	8
第 2	監査の実施	8
1	監査の対象事項	8
2	監査対象部局	8
3	監査の日程	8
4	請求人の証拠の提出及び陳述	8
5	関係職員等の陳述等	9
第 3	監査の結果	14
1	事実の確認	14
	(1) 政務活動費に係る制度の概要	14
	(2) 対象議員に対する政務活動費の交付状況	17
	(3) 収支報告書の訂正及び政務活動費の返還等	18
2	判断	19
	(1) 本件監査請求の請求期限について	19
	(2) 議長を請求の対象となる執行機関・職員とすることについて	19
	(3) 本件対象経費について	21
	(4) その他の請求について	22
3	結論	23

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人名・法人名、誤字等一部修正を加えた部分を除き、原文のまま掲載した。）。

1 請求の要旨

「監査請求の趣旨」記載のとおり、山崎真彦議員の政務活動費の使途には、千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第 1 条（趣旨）、第 9 条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）に反する支出が認められるから第 13 条第 1 項にもとづき返還させること、または同条第 2 項に基づき返還を命じること、ならびに本件に関し議長において第 12 条（透明性の確保）に定める必要な調査等がなされていないから、その是正を求めるため、本件措置請求に及ぶ。

2 請求者 （略）

3 請求の趣旨

< 第一の事実 >

（1）請求の対象となる執行機関・職員

千葉市議会議長

（2）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

① 請求者に開示された山崎真彦議員の「令和 5 年度政務活動費収支報告について」の支出報告書によれば、山崎議員は同年度中に人件費として金 66 万円を支出していることが認められるが、各月の「政務活動費支出明細書」によると、人件費の支出先は黒塗りであるところ、支出先が同人の父親の A であることは千葉市議会議員の全員が知るところであり、議会事務局の知るところでもある。

② 各月の「政務活動費支出明細書」によれば、各月の人件費の支出は次のとおりである。

	支出額	按分比率	政務活動費充当額
令和 5 年 5 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 6 月 30 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 7 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 8 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 9 月 30 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 10 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 11 月 30 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 5 年 12 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 6 年 1 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 6 年 2 月 29 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
令和 6 年 3 月 31 日	金 8 万円	(按分 3 / 4)	金 6 万円
		合計	金 66 万円

(3) 違法又は不当とする理由

- ① 千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項では、政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められており、これを受けて同条第2項別表では人件費が計上されている。しかしながら、同条第2項別表で人件費が計上されているからといって、人件費名目での支出なら無制限に支出できるはずもないことは明らかである。
- ② 千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第12条には政務活動費の透明性の確保に関する規定があり、必要に応じ議長は調査を行い、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるものとしてされているほか、同条例第13条第2項では第9条に定める範囲外の支出については返還させる旨の規定も定めている。
- ③ そうすると、山崎議員がAに支出した人件費が適正な支出でなければならない以上、Aが山崎議員の政務活動を補助した事実の裏付の確認が必要であるところ、山崎議員は成果物や出勤簿の写しの提出等を怠っており、Aが真に山崎議員の政務活動補助に従事したかの確認ができない以上、政務活動費の適正な支出としては認めることはできない。
- ④ 政務活動費の適正な支出を確保するため、親族や所属政党と関係の深い者への支出は認められていない。千葉市議会議員選挙における公費負担の例によれば、選挙運動用自動車に関する支出は、親族に対するものは認められていないことから明らかである。
- ⑤ また、山崎議員が所属している日本維新の会は、政党助成金や政務活動費を親族または党関係者等に支出することを明文で禁止しているが、これを山崎議員が知らないはずもない。
- ⑥ 山崎議員が本件人件費の支出について、成果物や出勤簿の写しの提出等を怠っている上に、議長が必要な調査を怠っている以上、Aが真に山崎議員の政務活動補助に従事したかの確認ができないから、本件人件費の支出が適正な支出であると認めることはできない。

(4) 千葉市に生じている損害

本件人件費の一部に充てた政務活動費金66万円の全部が不適法である以上、山崎議員に返還を求める同額の金66万円が千葉市の損害である。

(5) 求める措置について

- ① 山崎議員が本件人件費の支出について、成果物や出勤簿の写しの提出等を怠っている上に、議長が必要な調査を怠っている以上、Aが真に山崎議員の政務活動補助に従事したかの確認ができないから、本件人件費の支出が適正な支出であると認めることはできない。
- ② よって、本件人件費の支出について、まず、政務活動費の交付を受けた山崎議員に対し、人件費として支出した全額の返還を求め、次に条例の定めにもかかわらず調査義務を怠った議長に対し、本件人件費相当額

の弁済を求めるため、本件千葉県職員措置請求に及ぶ次第である。

- ③ なお、本件千葉県職員措置請求は令和５年度の政務活動費収支報告に基づいたものであるから、財務会計上の行為が行われたときからは１年以上が経過しているが、本件千葉県職員措置請求は山崎議員に対し返還請求を求めるものであり、千葉市の財産の管理を怠る事実の是正を求めるものである。山崎議員に対する返還請求の消滅時効が成立していない以上、本件千葉県職員措置請求は適法である。
- ④ また、すでに収支報告書が提出済の令和６年度分、現年度である令和７年度分についても、監査委員が任意の監査拡大を行うよう、請求する次第である。

<第二の事実>

(１) 請求の対象となる執行機関・職員

千葉県議会議長

(２) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

- ① 請求者に開示された山崎真彦議員の「令和５年度政務活動費収支報告について」の支出報告書によれば、山崎議員は同年度中にガソリン代として合計金３万６９２２円を支出していることが認められる。
- ② 各月の「政務活動費支出明細書」によれば、各月のガソリン代の支出は次のとおりである。

	支出額	按分比率	政務活動費充当額
令和５年 ５月16日	金 6 1 6 4 円	(按分 1 / 3)	金 2 0 5 4 円
令和５年 ６月10日	金 7 6 7 1 円	(按分 1 / 3)	金 2 5 5 7 円
令和５年 ６月21日	金 7 2 9 3 円	(按分 1 / 3)	金 2 4 3 1 円
令和５年 ７月 ６日	金 5 5 6 7 円	(按分 1 / 3)	金 1 8 5 5 円
令和５年 ７月28日	金 6 0 9 4 円	(按分 1 / 3)	金 2 0 3 1 円
令和５年 ８月10日	金 6 3 7 6 円	(按分 1 / 3)	金 2 1 2 5 円
令和５年 ９月11日	金 8 5 7 6 円	(按分 1 / 3)	金 2 8 5 8 円
令和５年10月20日	金 6 6 8 9 円	(按分 1 / 3)	金 2 2 2 9 円
令和５年11月15日	金 7 0 3 1 円	(按分 1 / 3)	金 2 3 4 3 円
令和５年12月22日	金 6 8 2 4 円	(按分 1 / 3)	金 2 2 7 4 円
令和５年12月31日	金 3 9 2 1 円	(按分 1 / 3)	金 1 3 0 7 円
令和６年 １月19日	金 5 7 9 0 円	(按分 1 / 3)	金 1 9 3 0 円
令和６年 ２月 ２日	金 7 2 1 7 円	(按分 1 / 3)	金 2 4 0 5 円
令和６年 ２月 ３日	金 3 1 5 6 円	(按分 1 / 3)	金 1 0 5 2 円
令和６年 ２月18日	金 5 4 6 4 円	(按分 1 / 3)	金 1 8 2 1 円
令和６年 ２月24日	金 3 1 0 0 円	(按分 1 / 3)	金 1 0 3 3 円
令和６年 ２月25日	金 3 1 0 0 円	(按分 1 / 3)	金 1 0 3 3 円
令和６年 ３月12日	金 3 1 6 0 円	(按分 1 / 3)	金 1 0 5 3 円
令和６年 ３月19日	金 4 7 2 4 円	(按分 1 / 3)	金 1 5 7 4 円
令和６年 ３月29日	金 2 8 7 2 円	(按分 1 / 3)	金 9 5 7 円
	合計		金 3 万 6 9 2 2 円

(3) 違法又は不当とする理由

- ① 山崎議員は自家用車を所有していないこと、添付されたレシート20枚すべてが「(株)キタセキ、〇〇給油所、(住所略)」の発行であること、山崎議員の実家であり、人件費の支払対象になっている山崎議員の実父・Aの現住所である「(住所略)」に近接していることなどから、議員とは別名義の車両が、ガソリン代の支給が3分の1の按分とはいえ、果たして適正に政務活動の目的で使用されたか疑わしいところである。レシートだけでは購入の事実しか確認できず、適正に政務活動のために使用されたかは確認できない。山崎議員の実父・Aを政務活動の補助者としての人件費の一部に政務活動費を充てていること、給油所がAの住居の近隣であることに鑑みると、適正使用に大きな疑問が残る。
- ② 千葉県議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項では、政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められており、これを受けて同条第2項別表では燃料費が計上されている。しかしながら、同条第2項別表で燃料費が計上されているからといって、燃料費名目での支出なら無制限に支出できるはずもないことは明らかである。
- ③ 千葉県議会政務活動費の交付に関する条例第12条には政務活動費の透明性の確保に関する規定があり、必要に応じ議長は調査を行い、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるものとしてされているほか、同条例第13条第2項では第9条に定める範囲外の支出については返還させる旨の規定も定めている。
- ④ そうすると、山崎議員が支出した燃料費が適正な支出でなければならぬ以上、山崎議員が適正に燃料費を使用した事実の裏付の確認が必要であるところ、山崎議員が乗用車を使ってどのような政務活動を行ったかの行動記録等の提出等を怠っている以上、燃料費の適正使用の確認ができないから、政務活動費の適正な支出とは認めることはできない。
- ⑤ 山崎議員が本件燃料費の支出について、行動記録の写し等の提出等を怠っている上に、議長が必要な調査を怠っている以上、適正な燃料費の支出かどうかの確認ができないから、本件燃料費の支出が適正な支出であると認めることはできない。

(4) 千葉市に生じている損害

本件燃料費の一部に充てた政務活動費金3万6922円の全部が不適法である以上、山崎議員に返還を求める同額の金3万6922円が千葉市の損害である。

(5) 求める措置について

- ① よって、本件燃料費の支出について、まず、政務活動費の交付を受けた山崎議員に対し、燃料費として支出した全額の返還を求め、次に条例の定めにもかかわらず調査義務を怠った議長に対し、本件燃料費相当額

の弁済を求めるため、本件千葉県職員措置請求に及ぶ次第である。

- ② なお、本件千葉県職員措置請求は令和５年度の政務活動費収支報告に基づいたものであるから、財務会計上の行為が行われたときからは１年以上が経過しているが、本件千葉県職員措置請求は山崎議員に対し返還請求を求めるものであり、千葉市の財産の管理を怠る事実の是正を求めるものである。山崎議員に対する返還請求の消滅時効が成立していない以上、本件千葉県職員措置請求は適法である。
- ③ また、すでに収支報告書が提出済の令和６年度分、現年度である令和７年度分についても、監査委員が任意の監査拡大を行うよう、請求する次第である。

＜第三の事実＞

（１）請求の対象となる執行機関・職員

千葉県議会議長

（２）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

- ① 請求者に開示された山崎真彦議員の「令和５年度政務活動費収支報告について」の支出報告書によれば、山崎議員は同年度中に事務所費として金６３万１８４０円を支出していることが認められる。
- ② 各月の「政務活動費支出明細書」によれば、各月の事務所費の支出は次のとおりである。

	支出額	按分比率	政務活動費充当額
令和５年 ５月 １日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年 ５月３１日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年 ６月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年 ７月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年 ８月２８日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年 ９月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年１０月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年１１月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和５年１２月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和６年 １月２９日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
令和６年 ２月２７日	金５万７４４０円	(按分１／２)	金２万８７２０円
合計			金３１万５９２０円

（３）違法又は不当とする理由

- ① 千葉県議会政務活動費の交付に関する条例第９条第１項では、政務活動費を充てることができる経費の範囲が定められており、これを受けて同条第２項別表では事務所費が計上されている。しかしながら、同条第２項別表で事務所費が計上されているからといって、事務所費名目での支出なら無制限に支出できるはずもないことは明らかである。

- ② 千葉市議会政務活動費の交付に関する条例第12条には政務活動費の透明性の確保に関する規定があり、必要に応じ議長は調査を行い、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるものとしてされているほか、同条例第13条第2項では第9条に定める範囲外の支出については返還させる旨の規定も定めている。
- ③ 山崎議員が政務活動費を賃料の一部にあてた「千葉市若葉区都賀3丁目8番3号安藤コーポ402号」には、まず、山崎議員が住民登録しており、階段下の郵便受けには「山崎」の2文字のみが表示されており(資料2参照)、402号室の玄関外にも「山崎」の2文字のみしか表示されておらず(資料3参照)、「千葉市議会議員山崎真彦」や「政務活動事務所」をうかがわせる表示はない。
- ④ 山崎議員は、千葉県選挙管理委員会に政治団体として「山崎まさひこ」と千葉市の若葉を育てる会」の設立を届け出ており、収支報告書(資料4、5参照)も提出していることから、安藤コーポ402号は政治団体の事務所機能を有していると認められる。
- ⑤ また、山崎議員が代表取締役を務めるB社の本店が安藤コーポ402号に登録されており(資料6参照)、同社は安藤コーポ402号を本店として活発に営業活動を行っている(資料7参照)。
- ⑥ 議員個人の住居を政務活動の事務所としてその賃料や維持費の全部又は一部に政務活動費を充てることは認められていないから、山崎議員の事務所費は、その全額が政務活動費の不適正使用にあたるから、その全額の返還を求めるべきである。
- ⑦ 仮に事務所費として認めるとしても、按分比率の見直しが必要である。安藤コーポ402号は、山崎議員の住居、議員事務所、政務活動事務所、政治団体事務所、日本維新の会の政党活動事務所、B社の事業所と、少なくとも6つの用途に用いられているから、6分の1の按分比率が妥当である。

(4) 千葉市に生じている損害

山崎議員から返還を受けるべき金額は、山崎議員が不適法に使用した事務所費全額の合計金31万5920円が千葉市に発生した損害であり、予備的に6分の1に按分したとしても金10万5307円と支出済みの金31万5920円との差額である金21万0613円が損害額となる。

(5) 求める措置について

- ① よって、本件事務所費の支出について、まず、政務活動費の交付を受けた山崎議員に対し、事務所費として支出した全額の返還を求め、万一措置請求が認められない場合は、予備的に按分比率の見直しによる適正金額との差額の返還を求めるものである。
- ② なお、本件千葉市職員措置請求は令和5年度の政務活動費収支報告に

基づいたものであるから、財務会計上の行為が行われたときからは1年以上が経過しているが、本件千葉市職員措置請求は山崎議員に対し返還請求を求めるものであり、千葉市の財産の管理を怠る事実の是正を求めるものである。山崎議員に対する返還請求の消滅時効が成立していない以上、本件千葉市職員措置請求は適法である。

- ③ また、すでに収支報告書が提出済の令和6年度分、現年度である令和7年度分についても、監査委員が任意の監査拡大を行うよう、請求する次第である。

(請求書添付の「資料(事実証明書)」略)

2 監査請求人

千葉市の住民1名

3 請求書の提出日

令和8年6月2日

4 監査委員の除斥

本件監査に当たり、千葉市議会議員から選任された石川弘監査委員及び桜井秀夫監査委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条の2の規定により除斥とした。

5 補正書の提出

請求書の記載内容に不備があったため、令和8年6月17日付けで請求人に対し書面による補正を求めたところ、同月22日に補正書の提出があった。

補正書の内容は次のとおりである(以下、要旨)。

次のとおり補正の申出をする。

- 1 3 請求の趣旨の<第一の事実>、<第二の事実>、<第三の事実>の中の、いずれも「(1) 請求の対象となる執行機関・職員」欄の記載を以下のとおり訂正する。

誤 千葉市議会議長

正 千葉市長、千葉市議会議長

- 2 請求の対象としたのは山崎議員ではあるものの、議長による政務活動費の適正使用の確認が不十分であることは全議員の収支報告書について共通しているところ、監査委員は請求の範囲を超えて監査することが認められているから、請求者としては、山崎議員以外の収支報告書についても、全議員分の監査を行うよう求める次第である。そうすると、全議員の全支出報告書の按分の適正さや支出に対する成果物の確認ができていない支

出はその全額が千葉市の損害と認められる。

6 請求の要件審査

本件監査請求については、自治法第242条第1項の手続的な要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

山崎真彦議員（以下「対象議員」という。）に対し交付された令和5年度分、令和6年度分及び令和7年度分の人件費、燃料費及び事務所費（以下「本件対象経費」という。）について、市長が対象議員に対する返還請求を行っていないことが、自治法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局を監査対象部局とした。

3 監査の日程

年 月 日	内 容	
令和8年 6月17日	令和8年度第4回監査委員会議	審議（第1回）
令和8年 6月30日	令和8年度第5回監査委員会議	審議（第2回）
令和8年 7月 8日	令和8年度第6回監査委員会議	審議（第3回）
令和8年 7月15日	令和8年度第7回監査委員会議	審議（第4回）
令和8年 7月29日	令和8年度第8回監査委員会議	審議（第5回）

4 請求人の証拠の提出及び陳述

（1）実施経過

請求人から、自治法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出はなかった。

また、同項の規定に基づく陳述は、請求人が、陳述書の提出をもって口頭陳述に代えたい旨を希望し、令和8年6月22日に提出された陳述書をもって代えることとした。

（2）陳述書の要旨

ア 平成22年千葉市職員措置請求（21千監（住）第6号）に係る監査の結果の5 意見（34頁から35頁）には当時の監査委員の政務調査費の適正使用のチェック機能について、市長と議長に対する厳しい意見が記載されている。この意見が施策にどう活かされたのかについて、あわせて監査されたい。

イ その意見では、1点目として同族会社等との賃貸借契約や親族の雇用に

関し、議会が自立性を発揮してその相当性を確認し、適切な措置を講じるべきであると述べている。２点目は収支報告書の提出の取扱いが適正使用のチェック機能という観点からは改善を要するとしており、３点目には事務所費の按分方法に及ぶ規定の曖昧さや、人件費における親族の親等数の規定の欠落などのマニュアルの不備などが指摘されているが、これらの意見が有効に活かされていれば今回の監査請求が提起されたり、対象議員の３００万円超に及ぶ返還は発生しなかったはずである。

ウ 当時のこの貴重な意見が十分に活かされていれば今回の職員措置請求は提起されなかったはずであるし、実務を担当する議会事務局が適正な業務を行えたはずである。であるからこそ、監査委員がその権限を最大限に活用し、全議員に対する監査を行い、千葉市議会の政務活動費の適正使用が確保されるよう、いっそう努められたい。また、新たな意見を発表するなどして、今後の改善点を示されたい。

５ 関係職員等の陳述等

（１）関係職員等の陳述

議会事務局に対して、関係職員等の陳述に代えて、陳述に相当する書面の提出を求めたところ、令和８年７月３日付けで陳述書が提出された。

当該陳述書の要旨は、次のとおりである。

ア 政務活動費の制度について

政務活動費は、自治法第１００条第１４項から第１６項まで、千葉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年千葉市条例第２４号。以下「条例」という。）及び千葉市議会政務活動費の交付に関する規程（平成１３年千葉市議会訓令（甲）第１号。以下「規程」という。）に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものである。

政務活動費が制度化された大きな要因として、それまで制度化されていた政務調査費において、その対象が「調査研究に資するための経費」とされていたところ、議員の活動は調査研究にとどまらず、政策形成に向けた地域住民の意思の把握・吸収のための活動等、多岐にわたるため、議員活動の活性化を図る目的から、制度改正が求められていた点が挙げられる。

このような状況を踏まえ、地方議会議員の活動基盤の強化及び透明性・適正性の向上を目的に、自治法が一部改正（H24.9.5公布、H25.3.1施行）され、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が改められることとなった。

この自治法の一部改正により、「調査研究活動」とされていた交付目的が、「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、調査研究活動に限られず、議員として地域で行う市民相談や意見交換会等に係る経費等についても政務活動費を充てることができるようになったものの、その対象範囲については、条例で定めなければならないとされた。

千葉市議会においても、条例改正についての協議検討を行い、その結果

として、交付方法を明文化し、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めたほか、新たに要請・陳情活動費や会議費などの活動項目を規定した別表を設けるなどの改正内容をまとめ、平成25年3月に条例改正を行い、市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付するに至ったものである。

イ 政務活動費の使途基準について

政務活動費を充てることができる経費の範囲については、条例第9条第1項において、「政務活動費は、会派及び議員が行う、国内外における調査研究、研修、各種会議及び意見交換、広報、広聴、住民相談、要請、陳情その他の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。」と規定されており、同条第2項においては、「政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。」として、政務活動費に充てることができる費目を明示し、より適正な執行かつ使途の透明性向上に資するための指針として、千葉市議会では、政務活動費取扱いマニュアル(以下「マニュアル」という。)を策定し、運用している。

なお、使途の項目として当該別表に定められている11項目について、どのように政務活動費を充てるかについては、会派あるいは交付対象議員の裁量及び判断に委ねられている。

ウ 請求内容について

(ア) 請求人は、請求の趣旨<第一の事実>から<第三の事実>までにおいて「請求の対象となる執行機関・職員」を、「千葉市議会議長」(令和8年6月20日付け補正申出書にて「千葉市長、千葉市議会議長」に訂正)としている。しかしながら、政務活動費は、条例第5条から第8条までの規定に基づき、市長が千葉市議会における会派及び議員に対し交付するものであり、財務会計上、議長に支出の権限がないことから、千葉市議会議長(以下「議長」という。)は「請求の対象となる執行機関・職員」には該当しないものと考えられる。

(イ) また、対象議員からは、請求の趣旨<第一の事実>から<第三の事実>までに係る政務活動費の支出について、「これまでの支出に関しては、千葉市の政務活動費取扱いマニュアル等に準拠し適正に処理を行ってきたところであるため、住民監査請求がなされた事実を受けて不適正があったから返還するというのではなく、政務活動費の取り扱いについて、市民の皆様から疑念を持たれること自体が本意ではないと判断しましたので、市民の皆様に対する政治的倫理責任を果たすべく、収支報告書等の訂正を行い、支出額の返還を行いたい。」との申出があった。

対象議員からの申出に基づき、

- a 令和 6 年 4 月 12 日付けで提出した「令和 5 年度政務活動費収支報告書」について、令和 8 年 6 月 5 日付けで収支報告書等の訂正及び支出額の返還が行われた。
- b 令和 7 年 4 月 24 日付けで提出した「令和 6 年度政務活動費収支報告書」及び令和 8 年 4 月 28 日付けで提出した「令和 7 年度政務活動費収支報告書」についても、同年 6 月 5 日付けで収支報告書等の訂正及び支出額の返還が行われた。
- c 上記 a 及び b の返還に伴い発生した利息相当分についても、対象議員から令和 8 年 6 月 12 日付けで支払があった。

以上のことから、請求人の求める請求内容については、すでに対象議員から返還等が行われており、市に損害は発生しておらず、自治法第 242 条第 1 項に基づき講ずべき措置はなく、請求人の請求には理由がないものと考えられる。

(ウ) なお、下記の a から c までの理由により、本件に係る政務活動費の支出については、不適正な支出があったとまでは認められないものと考えられる。

a <第一の事実> (人件費) について

- (a) 請求人は「成果物や出勤簿の写しの提出等を怠っている上に、議長が必要な調査を怠っている以上、A が真に対象議員の政務活動補助に従事したかの確認ができないでいるから、本件人件費の支出が適正な支出であると認めることはできない。」と主張している。
- (b) この点、条例及びマニュアルにおいて、人件費の添付書類は職員雇用台帳のみであり、他に雇用契約書を作成し保管することを必要としているものの、成果物や出勤簿に係る規定はない。なお、本件においては、職員雇用台帳は提出されている。

したがって、本件人件費の支出について、対象議員の成果物や出勤簿の写しの提出の有無によってその適否を判断することは、適切ではないと考えられる。

- (c) また、マニュアルでは、親族雇用について「配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする親族の雇用経費は対象外」と規定されているものの、別生計の親族に対する支出が一律対象外という規定はない。
- (d) 上記 (b) 及び (c) のとおり、本件人件費の支出は条例及びマニュアルに則してされており、請求人の主張には理由がないと考えられる。

b <第二の事実> (燃料費) について

- (a) 請求人は「対象議員は自家用車を所有していないこと」、給油されたガソリンスタンドの位置が A の現住所に近接していること及び「乗用車を使ってどのような政務活動を行ったかの行動記録等の提出等を怠っている以上、燃料費の適正使用の確認ができないから、

政務活動費の適切な支出とは認めることはできない。」と主張している。

(b) この点、燃料費は、マニュアルにおいて「政務活動に伴う自動車等の燃料に要する経費」と規定されているが、条例及びマニュアルにおいて自動車等の所有者を議員本人に限定する規定及び燃料費の支出に係る行動記録等について提出を必須とする規定はない。なお、自動車等の燃料費については、政務活動以外の活動に係る経費が混在していることがあり得るため、マニュアルでは、活動を明確に区分できる場合を除き、原則として 1/4 から 1/3 までの割合で按分することとされており、本件燃料費についても、当該規定に従い 1/3 の割合で按分した上で充当している。

(c) また、給油されたガソリンスタンドの位置が A の現住所に近接していることについては、対象議員の実家に近接したガソリンスタンドで給油したことをもって本件燃料費の不適切な使用があったとはいえないと考える。

(d) 上記 (b) 及び (c) のとおり、本件燃料費の支出は条例及びマニュアルに則してされており、請求人の主張には理由がないと考えられる。

c <第三の事実> (事務・事務所費) について

(a) 請求人は、「議員個人の住居を政務活動の事務所としてその賃料や維持費の全部又は一部に政務活動費を充てることは認められていないから、対象議員の事務所費は、その全額が政務活動費の不適正使用にあたる」「仮に事務所費として認めるとしても、(略) 安藤コーポ 402 号は、(略) 少なくとも 6 つの用途に用いられているから、6 分の 1 の按分比率が妥当である」と主張している。

(b) この点、事務所費の按分については、事務所の利用実態、利用状況等を踏まえ、個別具体的に判断されるべきものであり、マニュアルでは、実績按分が困難な場合には、1/4~1/2 の割合で按分する必要があるとしている。

このため、今回の支出については、対象議員が利用状況等をふまえ、政務活動費の支出を 1/2 として計上したものである。

(c) 以上により、本件事務所費の支出は条例及びマニュアルに則してされており、請求人の主張には理由がないと考えられる。

(エ) なお、令和 8 年 6 月 20 日付け補正申出書において、請求人は「補正の対象としたのは対象議員ではあるものの、議長による政務活動費の適正使用の確認が不十分であることは全議員の収支報告書について共通しているところ、監査委員は請求の範囲を超えて監査することが認められているから、請求者としては、対象議員以外の収支報告書についても、全議員の監査を行うよう求める次第である。そうすると、全議員の全支出報告の按分の適正さや支出に対する成果物の確認ができていない支

出はその全額が千葉市の損害と認められる。」と主張しているが、どの部分の確認が不十分であるのか、財務会計上の行為又は怠る事実について、個別的、具体的に特定されていないことから、請求の特定を欠くものとして、この点に関する請求人の請求は、住民監査請求の対象外であり、却下を求める。

これらのことにより、請求人の主張には理由がないことから、以上のとおり、本件住民監査請求は却下又は棄却されるべきと考える。

（２）監査対象部局への追加聴取について

上記（１）の陳述書の提出後、監査対象部局に対し、令和８年７月１６日までに、必要に応じて追加聴取を行ったところ、その概要は以下のとおりであった。

ア 請求内容について

（ア）＜第一の事実＞（人件費）について

マニュアルによれば、「同居し生計を一にする親族の雇用経費は対象外」とされているところ、対象議員と補助職員（対象議員の父）Ａが別居していることは、対象議員から提出された職員雇用台帳の記載や対象議員からの聞き取りにより確認している。

（イ）＜第二の事実＞（燃料費）について

政務活動に係る自動車の使用状況について、自動車は補助職員Ａが所有しており、対象議員はＡが運転する自動車に同乗して政務活動を行っていることを、対象議員からの聞き取りにより確認している。

（ウ）＜第三の事実＞（事務・事務所費）について

対象議員の立会いの下で、事務所としての利用状況や事務費として計上された物品・備品の使用状況を調査し、政務活動に係る事務所として利用されていることを確認している。

（エ）マニュアルの見直しについて

平成２５年３月にマニュアルを策定した後も、平成２９年４月に使途の適正化のため充当可能な経費に係る運用等について見直しをするなど、適宜改訂が行われている。

イ 請求人の上記４（２）イの陳述内容に係る対応状況等について

（ア）１点目の意見については、マニュアル上、自己所有の物件又は配偶者、扶養関係にある者若しくは同居し生計を一にする親族が所有する物件の賃借料は政務活動費の対象外としており、それらに該当しない同族会社や議員の親族が所有する物件を賃借する場合は、賃借料の相当性（近隣物件の賃借料と比較して著しく高額でないか等）について議員本人への聞き取り等により確認している。また、政務活動の補助職員に係る人件費については、配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする親

族の雇用は政務活動費の対象外としており、それ以外の親族を雇用する場合は、議員本人への聞き取り等により業務内容や支給金額等の雇用条件について確認を行っている。

(イ) 2点目の意見については、政務活動費の支出に係る事務執行について、平成22年度交付分の収支報告書から、議会事務局と総務局により二重のチェックを行う対応としている。

(ウ) 3点目の意見については、平成23年1月に当時のマニュアルを改訂し、「事務・事務所費」に係る記載を「賃貸契約、光熱水費、電話代等の契約は、可能な限り分離することが望ましい」から「現に調査研究活動に充てられている実態に応じて、按分して支出する必要がある」という表現に見直すことで、様々な議員活動が事務所において行われていることを前提に、活動実態に応じた按分を求める内容とした。なお、現在の政務活動費に係るマニュアルにおいては、同様の考え方にに基づき、「政務活動のみを行う事務所というのは通常考えられないため、1/4～1/2の割合で按分する必要があります。」という内容としている。

また、人件費に関しては、判例等を考慮した上で、交付の対象外とする親族について、「生計を一にする親族」から「配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一にする親族」へと改訂している。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 政務活動費に係る制度の概要

ア 根拠法令等

- (ア) 自治法第100条第14項は、政務活動費の交付につき、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる」ものと定めており、また、同条第15項は、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録をもって議長に報告するものとする」と定めている。
- (イ) このような法の定めを受け、千葉市では、会派及び議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めた条例及び規程を制定している。

イ 交付対象及び交付額

交付対象については、条例第2条の規定により、会派若しくは会派及び議員とされており、会派による選択制となっている。

交付額については、条例第4条の規定により、議員1人当たり30万円を基準月額とし、会派への交付を選択した場合には、基準月額の範囲内で各会派が定める額に、各会派の所属議員の数を乗じて得た額とされている。また、会派及び議員への交付を選択した場合には、基準月額から会派交付額を減じ

て得た額とされ、会派に所属しない議員にあっては基準月額とされている。

ウ 交付手続

(ア) 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員は、条例第5条第1項の規定により、毎年度、市長に対し、議長を経由して規程第2条第1項に定める政務活動費交付申請書を提出する。

(イ) 市長は、条例第6条の規定により、当該申請に対し交付の決定を行い、規程第3条に定める交付決定通知書により申請者に対し通知する。

(ウ) 当該通知を受けた会派の代表者及び議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに市長に対し規程第4条第1項に定める交付請求書を提出する。

(エ) 市長は、当該交付請求書が提出された場合、条例第8条第1項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。

(オ) 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、条例第11条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規程第6条第1項に定める収支報告書に、支出に係る領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付し、議長に提出する。

なお、議長においては、収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）が提出されたときは、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うなどして、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされている。

会派及び議員は、政務活動費に残余がある場合は、条例第13条第1項の規定により、当該残余の額を速やかに市長に返還しなければならない。

(カ) 議長は、収支報告書等が提出された場合は、条例第11条第4項の規定により、その写しを市長に提出する。

(キ) 政務活動費の交付については、千葉市決裁規程（平成4年千葉市訓令（甲）第1号）第7条第1号の規定により、「政務活動費に係る歳出予算の執行に関する事項」は議会事務局長の専決事項とされている。

エ 使途基準及び市長への返還

政務活動費は、条例第9条及び別表（下記）に定める政務活動に要する経費（以下「対象経費」という。）に充てることができるとされており、それ以外の経費に充てるとは認められていない。

また、市長は、対象経費以外に政務活動費を使用したと認めるときは、条例第13条第2項の規定により、会派又は議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができるとしている。

別表（第 9 条関係）

項目	内容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	市政及び政務活動について市民に報告するために要する経費
広聴費	市政及び政務活動に対する市民からの要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	他都市、団体等との意見交換等各種会議の開催及び参加に要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務・事務所費	1 政務活動に係る事務の遂行に要する経費 2 政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費
燃料費	政務活動に伴う自動車等の燃料に要する経費

オ 運用の指針

平成 24 年 9 月に公布された地方自治法の一部改正により、政務調査費は、名称が「政務活動費」に、交付目的が「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲等について、条例で定めなければならないものとされた。また、議長がその使途の透明性の確保に努めるよう規定された（自治法第 100 条第 16 項）。

上記経緯により、従前の政務調査費に係る条例等の制度について改正が必要となったことから、千葉市では、平成 25 年 3 月 1 日付けで条例及び規程を改正し、政務活動費を充てることができる経費の範囲等を定めた。また、同月、議長は、条例第 15 条の「この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。」との規定を受け、政務活動費のより一層の適正な運用や使途の透明性確保を図るため、幹事長会議において協議検討を重ねた上で、新たに政務活動費の取扱いに係るマニュアルを策定し、全議員に周知した。

マニュアルには、活動項目ごとの内容や留意事項、主な充当例等が記載され、政務活動費を運用する際の指針として活用するよう明記されている。

なお、マニュアルは、その内容が不合理なものと認められる等の特段の事情のない限り、政務活動費の支出が対象経費に該当するか否かを判断する際の指針として尊重され参考とされるべきものとされている（名古屋高等裁判所金沢支部令和 5 年 8 月 23 日判決、高松高等裁判所令和 7 年 3 月 18 日判決など）。

(2) 対象議員に対する政務活動費の交付状況

ア 令和5年度分

- (ア) 令和5年5月1日、市長は、対象議員から上記(1)ウ(ア)に記載の政務活動費交付申請書の提出を受け、同日付けで同(イ)に記載の交付決定通知書により交付を決定した旨通知した。
- (イ) 対象議員は、令和5年5月1日、同年7月1日、同年10月2日及び令和6年1月4日に、同(ウ)に記載の交付請求書を市長に対し提出し、市長は当該各請求書に記載の各四半期分の政務活動費を交付した。
- (ウ) 令和6年4月12日、交付を受けた対象議員は、議長に対し、同(オ)に記載の収支報告書等を提出し、同年6月11日、議長はその写しを市長に対し提出した。
- (エ) 政務活動費の交付額等3,245,010円から残余の額67,613円を差し引いた充当額は、3,177,397円であった。

イ 令和6年度分

- (ア) 令和6年4月1日、市長は、対象議員から上記(1)ウ(ア)に記載の政務活動費交付申請書の提出を受け、同日付けで同(イ)に記載の交付決定通知書により交付を決定した旨通知した。
- (イ) 対象議員は、令和6年4月1日、同年7月1日、同年10月1日及び令和7年1月6日に、同(ウ)に記載の交付請求書を市長に対し提出し、市長は当該各請求書に記載の各四半期分の政務活動費を交付した。
- (ウ) 令和7年4月24日、交付を受けた対象議員は、議長に対し、同(オ)に記載の収支報告書等を提出し、同年6月5日、議長はその写しを市長に対し提出した。
- (エ) 政務活動費の交付額等3,588,263円から残余の額2,172,933円を差し引いた充当額は、1,415,330円であった。

ウ 令和7年度分

- (ア) 令和7年4月1日、市長は、対象議員から上記(1)ウ(ア)に記載の政務活動費交付申請書の提出を受け、同日付けで同(イ)に記載の交付決定通知書により交付を決定した旨通知した。
- (イ) 対象議員は、令和7年4月1日、同年7月1日、同年10月1日及び令和8年1月5日に、同(ウ)に記載の交付請求書を市長に対し提出し、市長は当該各請求書に記載の各四半期分の政務活動費を交付した。
- (ウ) 令和8年4月28日、交付を受けた対象議員は、議長に対し、同(オ)に記載の収支報告書等を提出し、同年6月16日、議長はその写しを市長に対し提出した。
- (エ) 政務活動費の交付額等3,576,966円から残余の額427,490円を差し引いた充当額は、3,149,476円であった。

(3) 収支報告書の訂正及び政務活動費の返還等

ア 令和8年6月5日、対象議員は、議長に対し、令和5年度から令和7年度までの政務活動費収支報告書について、上記第2の5(1)ウ(イ)に記載の理由から、下記のとおり訂正する旨の申出書を提出した。また、対象議員は、下記(ア)から(ウ)の表に記載した差額の合計3,228,945円を、市長に対し同日付けで返還した。

(ア) 令和5年度分

項目名	訂正前	訂正後	差額(返還額)
人件費	660,000円	0円	660,000円
事務・事務所費	433,823円	117,903円	315,920円
燃料費	36,922円	0円	36,922円
			計 1,012,842円

(イ) 令和6年度分

項目名	訂正前	訂正後	差額(返還額)
人件費	720,000円	0円	720,000円
事務・事務所費	373,640円	0円	373,640円
燃料費	9,610円	0円	9,610円
			計 1,103,250円

(ウ) 令和7年度分

項目名	訂正前	訂正後	差額(返還額)
人件費	720,000円	0円	720,000円
事務・事務所費	356,640円	0円	356,640円
燃料費	36,213円	0円	36,213円
			計 1,112,853円

イ また、令和8年6月12日、対象議員は、市長に対し、上記アの返還額の各元金に対する遅延損害金又は民法(明治29年法律第89号)第704条の利息の相当額について、103,420円を支払った。なお、当該遅延損害金又は利息の相当額の算定に当たっては、下記のとおり、利率についてはいずれも民法第404条第2項所定の利率(年3パーセント)とし、その起算日についてはいずれも条例上の収支報告書等の提出期限である政務活動費の交付を受けた年度の翌年度の4月30日(したがって、返還すべき金員があるときは返還すべき日である4月30日)が経過した5月1日としたことが認められる。

年度	返還金の額	遅延損害金又は 利息の算定期間	法定利率	遅延損害金・ 利息相当額
令和５年度	1,012,842 円	R6.5.1～R8.6.5	年３％	63,767 円
令和６年度	1,103,250 円	R7.5.1～R8.6.5	年３％	36,361 円
令和７年度	1,112,853 円	R8.5.1～R8.6.5	年３％	3,292 円
計	3,228,945 円			103,420 円

２ 判断

（１）本件監査請求の請求期限について

- ア 請求人は、本件監査請求の請求期限について、令和５年度の政務活動費の支出から１年以上が経過しているが、本件監査請求は対象議員に対する返還請求権の不行使が「財産の管理を怠る事実」に当たるところ、当該怠る事実の是正を求めるものであるため、当該返還請求権の消滅時効が成立していない限り請求は適法である旨主張していると解される。
- イ 本件における市長の対象議員に対する政務活動費の返還請求権は、議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において、条例で定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合には返還せよという実体上の請求権であり、特定の財務会計上の行為が違法・無効であることにより発生するものではなく、いわゆる真正怠る事実にあたるので、自治法第２４２条第２項に規定する監査請求期間の制限の適用はない。
- ウ したがって、対象議員に対し支出された令和５年度、令和６年度及び令和７年度の政務活動費に係る返還請求権の行使を怠る事実を主張する本件監査請求は、監査請求期間の制限を受けないと解される。

（２）議長を請求の対象となる執行機関・職員とすることについて

請求人は、議長を請求の対象として、①条例第１２条に規定する必要な調査が行われていないため、その是正を求める旨、及び②当該調査義務を怠った議長に対し、本件対象経費相当額の弁済を求める旨の請求をしている。

ア 請求人の上記①の請求について

（ア）住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法、不当な行為又は怠る事実の発生を防止し、又はこれらによって生ずる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度である。

そのため、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為等を対象とするのではなく、その対象は、自治法第２４２条第１項に規定する違法若しくは不当な「①公金の支出、②財産の取得、管理若しくは処分、③契約の締結若しくは履行、④債務その他の義務の負担（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）」又は違法

若しくは不当に「⑤公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」（以下、これらを「財務会計上の行為等」という。）に限られている。そして、これらの事項は、住民監査請求制度の上記目的に照らし、財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実としての性質を有するもの（財務事項）であると認められる。したがって、財務会計上の行為又は事実としての性質を有しないところの一般行政上の行為又は事実は、住民監査請求の対象とはならない（最高裁判所平成2年4月12日第一小法廷判決に関する最高裁判所判例解説民事編（平成2年度）124頁及び大阪地方裁判所平成16年12月9日判決）。

（イ）政務活動費については、不正受給事案に代表されるように、その適正な運用を確保することができなければ、住民の地方議会に対する信頼に与える影響が極めて大きいことから、住民に信頼される制度・運用となるよう期待され、議長に使途の透明性の確保に係る努力義務を課すことが明記されるなど、住民への説明責任の徹底や使途の透明性の向上を図るための不断の取組が議会に求められている（平成28年9月30日総務省自治行政局長通知）。

このような観点から、条例第12条は、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保を目的として、会派又は議員から収支報告書等が提出された場合に、議長が必要に応じ調査を行う等の権限を定めた規定であるといえるため、財務的処理を直接の目的としたものとまでは認められず、財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものとはいえない。よって、請求人の請求は不適法なものといわざるを得ない。

イ 請求人の上記②の請求について

（ア）自治法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員についての一定の財務会計上の行為等を住民監査請求の対象と定めている。

この点につき、最高裁判所昭和62年4月10日第二小法廷判決は、「（自治法第242条の2第1項第4号に規定する）『当該職員』とは、住民訴訟制度が法242条1項所定の違法な財務会計上の行為又は怠る事実を予防又は是正しもって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とするものと解されることからすると、当該訴訟においてその適否が問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者及びこれらの者から権限の委任を受けるなどして右権限を有するに至った者を広く意味し、その反面およそ右のような権限を有する地位ないし職にあると認められない者はこれに該当しないと解するのが相当である。」と判示している。

また、最高裁判所昭和63年3月10日第一小法廷判決は、「地方自治法の規定によると、普通地方公共団体の議会の議長は、予算の執行に関する事務及び現金の出納保管等の会計事務を行う権限を有しないし、普

通地方公共団体の長が支出負担行為等予算執行に関する事務の権限を委任する相手方としても予定されていない。」と判示している。

これらの最高裁判決は、改正前の自治法第242条の2第1項第4号に規定する住民訴訟に関する事案であるが、この考え方は住民監査請求においても同様に当てはまるものと考えられる。

- (イ) これを本件についてみると、普通地方公共団体の議会の議長は、議会の事務の統理権（自治法第104条）、議会の庶務に関する事務局長等の指揮監督権（自治法第138条第7項）を有するものの、予算の執行権は市長に専属し（自治法第149条第2号）、また、現金の出納保管等の会計事務は会計管理者の権限とされているから（自治法第170条第1項、第2項）、議長の統理する事務には予算の執行に関する事務及び現金の出納保管等の会計事務は含まれておらず、議長はこのような財務会計上の行為に係る事務を行う権限を有しないものと認められる。

また、議長は、その地位に鑑みると、長において財務会計上の行為に係る権限の委任を行い得る相手方としては予定されていないというべきである。現に本件においても、千葉市決裁規程第7条の規定により、市長の権限に属する予算執行に関する事務の一部について、議会事務局長、議会事務局次長又は議会事務局各課長の専決事項とされていることが認められるが、議長に対しては、千葉市予算会計規則（平成4年千葉市規則第97号）、千葉市決裁規程等の関係法令上、市長の当該権限が委任されていたとみるべき根拠は存しない。

- (ウ) したがって、議長は、自治法第242条第1項に規定する財務会計上の行為等を行う権限を何ら有しないものであり、換言すれば、同項に規定する「当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員」に該当しないというべきであるから、住民監査請求の対象とすることはできない。よって、請求人の請求は不適法なものといわざるを得ない。

（３）本件対象経費について

上記1（3）のとおり、本件監査請求における市の損害となり得る令和5年度分、令和6年度分及び令和7年度分の本件対象経費の元金合計3,228,945円及びこれに対する交付を受けた各年度の翌年度の5月1日から支払済みまで年3パーセントの割合による遅延損害金又は民法第704条の利息の相当額については、対象議員において、既に市に返還又は支払がされていることが認められる。

住民監査請求制度の目的は、住民が納税者としての立場から、地方公共団体が違法又は不当な財務会計上の行為等によって損害を被ることを防止し、あるいは被った損害を回復する手段を設け、もって地方財務行政の適正な運営を確保する点にあるといえる。

このような制度趣旨からすれば、住民監査請求による監査の対象となる行

為等は、市に財産的損害を与え、又は与えるおそれのあるものでなければならぬというべきであり、本件においては対象議員の市に対する返還又は支払により、市に損害が認められないことは明らかである。よって、その余の点について判断するまでもなく、請求人の主張には理由がない。

(4) その他の請求について

上記第1の5及び第2の4のとおり、請求人は、令和8年6月22日付けで提出した補正書及び陳述書にて、次の請求を行っている。

- ①対象議員以外の収支報告書についても、全議員分の監査を行うよう求める旨
- ②「平成22年千葉市職員措置請求（21千監（住）第6号）に係る監査結果に記載された監査委員の意見が、施策にどう活かされたのかについての監査を求める旨

ア 上記①の請求について

(ア) 最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決は、「請求人は、監査の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を、監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものと解されている。そして、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わない。」と判示している。

(イ) また、上記最高裁判所平成2年6月5日第三小法廷判決を前提とした「最高裁判所平成16年11月25日第一小法廷判決に関する最高裁判所判例解説民事編（平成16年度（下））」では、次のとおり述べられている。

- a 「地方自治法242条所定の住民監査請求制度は、住民に対し、地方公共団体の執行機関又は職員による一定の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実（以下、財務会計上の行為又は怠る事実を併せて「財務会計上の行為等」という。）に限って、その監査と非違の防止、是正の措置とを監査委員に請求する権能を認めたものであって、それ以上に、一定の期間にわたる財務会計上の行為等を包括して、これを具体的に特定することなく、監査委員に監査を求めるような権能までを認めたものではない。」（同720頁）
- b 「住民監査請求においてその対象が特定されていることは請求の適法要件であり、対象の特定を欠く請求については、監査委員において監査をする義務を負うものではない。換言すれば、住民監査請求の対象の特定は監査請求人の義務であり、監査委員は、対象の特定を欠く請求について、調査をして対象を特定すべき義務を負うものではない。」

(同 7 2 2 頁)

- c 「監査委員が監査を行うためにその対象を選択しなければならないようなものや、監査委員が住民監査請求の対象を探索しなければ監査を行うことができないようなものは、請求の対象の特定に欠けるものというべきである。」(同 7 2 3 頁)

(ウ) これを本件監査請求についてみると、監査委員が政務活動費の支出が違法又は不当なものであるかどうかを判断するに当たっては、政務活動費の交付を受けた個々の会派又は議員が行った個別の政務活動について、条例第 9 条に定める経費の範囲に使用されたものであるかを逐一探索する必要がある。しかも、本件監査請求は、違法又は不当とされる会派又は議員の名称又は氏名、請求対象とする経費の項目などといった具体的内容は何ら主張されておらず、包括的、抽象的な主張がなされているにすぎないものであるから、監査請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実について、他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるとはいえず、監査請求の対象が特定されているとは認められない。よって、請求人の請求は不適法なものといわざるを得ない。

イ 上記②の請求について

- (ア) 「財務会計上の行為又は事実としての性質を有しないところの一般行政上の行為又は事実は、住民監査請求の対象とはならない」ことは、上記(2)ア(ア)のとおりである。また、請求人は、監査の対象とする財務会計上の行為等を、他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示すべきであることは、上記(4)アのとおりである。
- (イ) これを本件についてみると、「過去の政務調査費に係る住民監査請求の監査結果に記載された監査委員意見が、施策にどう活かされたか」という請求内容は、財務会計上の行為等に該当しないことに加え、監査の対象について他から区別することができる程度の個別的、具体的な摘示があるということもできない。よって、請求人の請求は不適法なものといわざるを得ない。

3 結論

以上のことから、請求人の請求のうち、本件監査請求の監査対象事項となった、市長が対象議員に対し本件対象経費の返還請求をすることを怠る事実に係る部分については理由がないため棄却し、その余の請求については不適法であるため却下する。